

一般社団・財団法人法上、一般財団法人は、評議員を定款で定める方法により選任することとされています。ただし、評議員は理事や理事会が選んではならないこととなっており、定款にはそれ以外の方法を規定しなければなりません（注）。これは、一般社団・財団法人法では、評議員は理事の選解任を通じてその職務を監督する立場であることから、監督される人が監督する人を選任するのは不適當であるからです。一方、現在財団法人である法人は、最初の評議員の選任において、理事や理事会が選んではいけないという制限がない代わりに、一般社団・財団法人法における評議員の選任方法の規定の趣旨を踏まえつつ、各法人の実態にしたがい、もっともふさわしい方法で評議員を選ぶ必要があります。

具体的には、現在寄附行為の変更について理事及び（法律に基づかずに置いている）評議員の4分の3以上の議決を必要としている法人は、それと同様の手続とすることが考えられるでしょう。

（注）たとえば、評議員会の議決による選解任を定める方法、評議員選解任のための機関を設置する方法、外部の特定の者に選解任を委ねる方法、等を規定することが考えられます。



**一般社団・財団法人法の施行によって、現在の理事や監事の任期や選任方法を変えなくてはならないのでしょうか。**



施行後すぐに変えなければならないということはありません。

ただし、施行後に定款を変更して一般社団・財団法人法に基づく理事会を置いた場合は、その後に選任する理事・監事の任期や選任方法は一般社団・財団法人法に従うことになります。同様に、一般社団・財団法人法に基づく会計監査人や評議員・評議員会を置いた場合は、その後に選任する監事の任期や選任方法は一般社団・財団法人法に従うことになります。



**移行前に理事の任期が満期を迎えた場合は、一般社団・財団法人法に基づく新たな選任規定を設けた上で、理事を選任する必要があるのでしょうか。それとも、従前の方法に従って選任を行っても問題はないのでしょうか。**



法律の施行後、移行前に理事の選解任、資格、任期について一般社団・財団法人法の規定が適用されるのは、その法人が一般社団・財団法人法に基づいて理事会を置く旨の定款の変更をした後で選任する理事に限られます。

したがって、施行後といえども、一般社団・財団法人法上の理事会を置くために定款を変更するまでは、従前の方法に従って選任を行っても問題はありません。



**一般社団・財団法人法の施行によって、会長や理事長など現在法人を代表している人はどうなるのでしょうか。**



施行前と変わりません。

民法上、公益法人の代表権は各理事が等しく負うこととなっており、現在の理事長や会長等の法人を代表する者は、法律に基づくものではなく、個々の法人の判断により置かれているものです。このため、代表者以外の理事には代表権がないことを善意の第三者に対抗することはできません。一方、一般社団・財団法人法においては、一般社団法人は、原則として各理事が法人を代表しますが、定款の定め等により特定の者を代表理事とすることができ、理事会を置いた場合は必ず代表理事を選任しなけ